

平成31年度 滋賀県就職準備金貸付事業募集要項

滋賀県では、保育人材の確保を図ることを目的に、保育士資格を有する者であって、保育士として勤務していない者の就職支援を図るため、保育士として再就職するための準備に必要な費用を貸し付けます。貸付は無利子です。滋賀県内の保育所等^{※2}において保育業務に2年間引き続き従事した場合、貸付金の返還が免除となります。

※2「保育所等」とは、別表2に定める施設【保育士修学資金とは、対象施設が異なります】

保育料の一部貸付および就職準備金貸付は、併用して貸付けることが可能です

1. 貸付対象者

次の要件のいずれも満たす者とする。ただし、保育士として週20時間以上勤務する者で、就職した日が2018年11月以降の者に限る。

- ① 保育士登録後、1年以上経過した者または保育士登録が行われてからの期間が1年未満の者のうち、養成施設の卒業もしくは保育士試験の合格から1年以上経過した者
- ② 次に掲げる施設または事業を離職後、1年以上経過した者または当該施設または事業に勤務経験のない者
 - ア 児童福祉法第7条に規定する保育所および幼保連携型認定こども園
 - イ 児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業
 - ウ 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業
 - エ 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業
 - オ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園
- ③ 別紙2による保育所等に新たに勤務する者
※貸付対象施設については、従事先および当該市町に確認させていただく場合があります。
- ④ 「滋賀県保育士修学資金」を貸付中（従事による返還猶予中もしくは返還中）でないこと

2. 貸付額

平成31年度においては、400,000円以内（おひとり1回限り）

3. 貸付利子

無利子（ただし、返還期限が過ぎた場合は年5%の延滞利子がつきます）

4. 連帯保証人

- ・ 65歳未満で320万円以上の年収のある成年者1名をたてなければならない。
- ・ 多額の負債や、破産手続き等法的整理中でないこと。

5. 返還免除

滋賀県内の別表2に定める保育所等において保育業務に従事し、かつ、2年間引き続き従事したとき。

6. 返還

返還免除の要件を満たさなかった場合は、全額返還となります。

- ・返済期間：返還事由が発生してから1年以内
- ・返還方法：一括・月賦・半年賦（繰上返済も可能）

7. 募集人数

予算の範囲内

8. 申請に必要な書類

- ①保育士就職準備金等貸付金申請書
- ②保育業務従事（予定）証明書
- ③保育士証の写し
- ④住民票（発行後3ヶ月以内のもの）
- ⑤前職の離職日の確認できる書類
（離職票・年金定期便・保育園に提出した経歴書でも可）
- ⑥連帯保証人の課税証明書（65歳未満で320万円以上の年収のある方）
- ⑦滋賀県社会福祉協議会会長が必要とする書類

9. 申請期間（申請期間内に必着のこと）

一次募集：2019年7月16日（火）～2019年8月30日（金）

※就職日が2018年11月～2019年8月の方のみ受け付けます

二次募集：2019年10月15日（火）～2019年11月29日（金）

※就職日が2019年7月～2019年11月の方のみ受け付けます

10. 申請方法

滋賀県保育士・保育所支援センターを經由してお申し込みください。

【宛先】〒520-0044 大津市京町四丁目3-28 厚生会館1階

滋賀県保育士・保育所支援センター

TEL：077-516-9090（持参の場合のみ事前連絡要）

11. その他

- ① 審査のうえ、貸付の可否を決定するものとする。
- ② 制度詳細は、ホームページに掲載する。

12. 問合せ先

〒525-0072 滋賀県草津市笠山7丁目8-138

県立長寿社会福祉センター内

社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会

保育士修学資金グループ

TEL：077-567-3958 FAX：077-566-3611

別表 2

保育料の一部貸付・就職準備金貸付・子どもの預かり支援事業
利用料金の一部貸付 免除対象施設一覧

施設・事業所別	設置根拠法
保育所	児童福祉法第7条
幼保連携型認定こども園	児童福祉法第7条
幼稚園のうち、教育時間の就労後等に行う教育活動(預かり保育)を常時実施している施設	学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条
幼稚園のうち、「認定こども園」への移行を予定している施設	学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条
認定こども園	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項
家庭的保育事業(市町が行うもの及び市町による認可を受けたもの)	児童福祉法第6条の3第9項
小規模保育事業(市町が行うもの及び市町による認可を受けたもの)	児童福祉法第6条の3第10項
居宅訪問型保育事業(市町が行うもの及び市町による認可を受けたもの)	児童福祉法第6条の3第11項
事業所内保育事業(市町が行うもの及び市町による認可を受けたもの)	児童福祉法第6条の3第12項
病児保育事業(県知事等に届出を行ったもの)	児童福祉法第6条の3第13項
一時預かり事業(県知事等に届出を行ったもの)	児童福祉法第6条の3第7項
離島その他の地域において特別保育を実施する施設	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第30条第1項第4号
企業主導型保育事業	子ども・子育て支援法第59条の2第1項に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち「企業主導型保育事業等の実施について」の別紙「企業主導型保育事業費補助金実施要綱」の第2の1